



第75号の内容

- ▼令和6年度上半期消費生活相談の状況
- ▼点検して不安をあおる手口にご注意ください!
- ▼「インターネット通販トラブル110番」実施中!

令和6年度上半期の消費生活相談の状況

令和6年度上半期(令和6年4月1日から9月30日まで)に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は6,112件で、前年同期5,997件から115件増加しました。特徴は次のとおりです。詳細は当センターHPをご覧ください。



(URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/341003.html>)

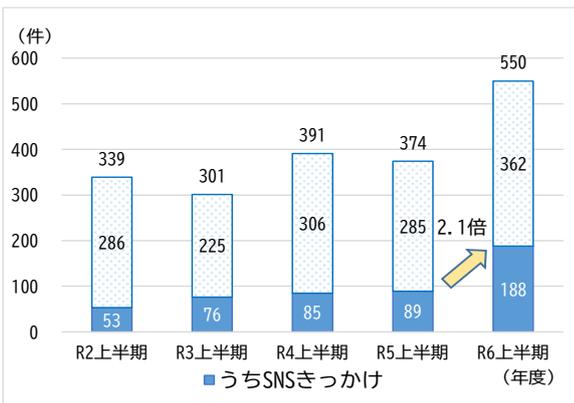
特徴

- 定期購入に関するトラブル 60歳以上の相談が急増!
- フリマサービス、ウォーターサーバーに関する相談が増加
- SNSきっかけの高額契約に関する相談が増加

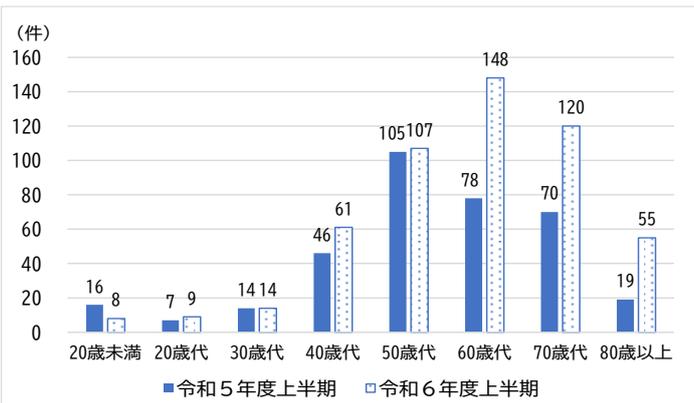
1 定期購入に関するトラブル 60歳以上の相談が急増!

定期購入の相談件数は、550件と前年同期の約1.5倍となっています。このうちSNSがきっかけとなったものは188件と、前年同期(89件)の約2.1倍となり、SNSでの広告がきっかけでトラブルになるケースが多く見られました。また、年齢別にみると、60歳未満の相談件数は前年度に比べほぼ横ばいであるのに対し、60歳以上では急増しています。

定期購入に関する相談件数の推移



定期購入の年代別相談件数比較(※不明を除く)



アドバイス

- 1回だけのつもりで商品を注文しても定期的な購入が条件となっていることが多くあります。必ず、最終確認画面で定期購入と書かれていないか、2回目以降の分量や価格などの販売条件、解約・返品の内容などを確認し、最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 低価格や割引を強調する「ダークパターン」と呼ばれる広告に注意しましょう。

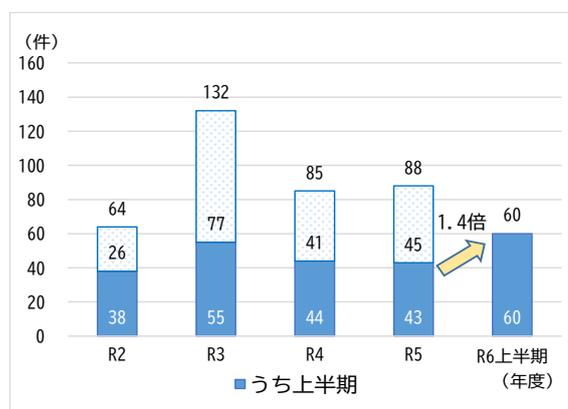


2 フリマサービス、ウォーターサーバーに関する相談が増加

フリマサービスに関する相談は60件で、前年同期の43件の約1.4倍となっています。このうち若者（29歳以下）からの相談が全体の約3割を占めます。

購入者からは「偽物の商品が届いた」など、購入した商品の状態に問題があったことなどを理由に返金を求めたいという相談が見られた一方、出品者からは「届いた商品に傷があると言われ返金を要求された」などの相談が見られました。

フリマサービスに関する相談件数の推移



アドバイス

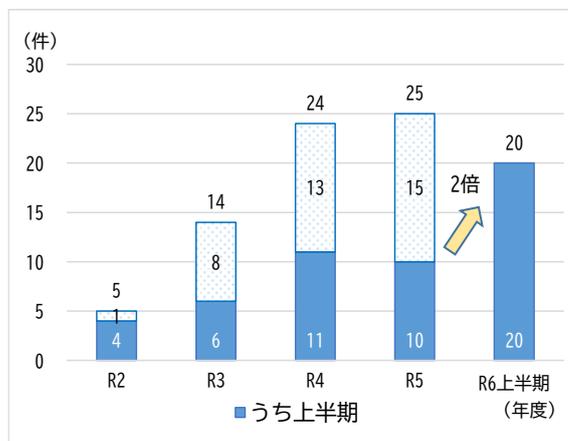
- フリマサービスは個人間の取引です。規約に従うこととなり、当事者間で解決することを求められます。
- 利用する際は、規約や初心者ガイドで取引ルールやトラブル時の対応などについて確認し、トラブルの未然防止を心掛けましょう。



ウォーターサーバーに関する消費生活相談は20件で、前年同期（10件）から2倍と急増しています。

特に、ショッピングセンター等の商業施設で勧誘されて契約したトラブルが多く見られました。「レンタル契約だと思っていたが購入契約となっていた」などのトラブルが目立ちます。既にウォーターサーバーを利用している消費者に、あたかも現在の契約先の事業者であるよう振る舞い、勧誘するケースも見られました。

ウォーターサーバーに関する相談件数の推移



アドバイス

- ウォーターサーバーの機能や価格は様々です。勧誘を受けても、その場で契約せず、本当に必要かどうか、価格や機能等を比較検討し、契約書面を十分確認しましょう。



3 SNSきっかけの高額契約に関する相談が増加

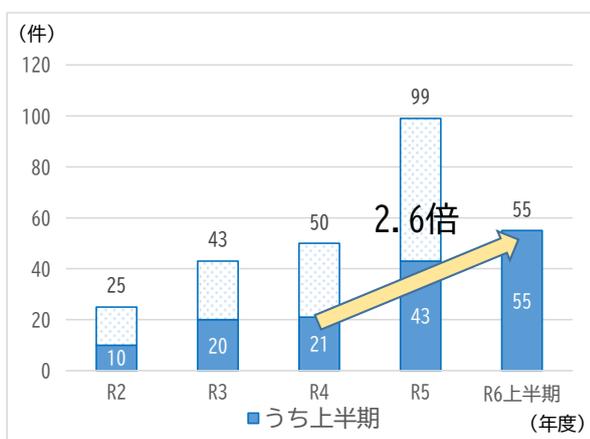
SNSをきっかけとする100万円以上の高額な契約に関する相談が前年度に続いて増加し、55件と2年前(21件)の約2.6倍となっています。相談のあった商品・サービスの種類を見ると、内職・副業が24件で最も多く、次いで投資や暗号資産などの金融商品・サービスが20件となっています。



内職・副業は、20歳代の若者からの相談が11件と全体の半数近くを占めていることから、若者の「闇バイト」や「トクリュウ」への関与が懸念されます。また、金融商品・サービスの相談の中には、有名人のなりすましと考えられる事例もあり、令和6年警察白書に「SNS型投資・ロマンス詐欺には、匿名・流動型犯罪グループの関与がうかがわれる」との記載があることから、「トクリュウ」によって被害が拡大している可能性があります。

※「トクリュウ」とは、SNSや求人サイト等を利用して犯罪実行犯を募り、匿名性の高い通信手段を用いるなどして、その都度メンバーを入れ替えながら、強盗事件や特殊詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺など様々な犯罪を敢行するものをいいます。

SNSきっかけの高額契約※¹に関する相談件数の推移



SNSきっかけの高額契約※¹に関する相談の主な商品・サービスの種類

	令和6年度上半期	5年度上半期
商品・サービスの種類	件数	件数
内職・副業	24	7
金融商品・サービス※ ²	20	14
教室・講座※ ³	3	4

※¹ 「高額契約」とは、契約購入金額が100万円以上の契約をいいます。

※² 「金融商品・サービス」には、「株」、「ファンド型投資商品」、「デリバティブ取引」等や、暗号資産、FX自動売買ツールなどの「金融関連サービス」があります。

※³ 「教室・講座」には、起業や副業に関する「ビジネス教室」があります。

アドバイス

- 「簡単に稼げる」「儲かる」を強調する勧誘に注意しましょう。簡単に儲かる副業や投資はありません。
- 振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺の可能性が高いです。一旦振り込んでしまうと被害回復が難しいため、安易に振り込まないでください。
- SNSのDMなど匿名性の高い通信手段を指定している副業サイトは、「トクリュウ」の可能性が高いため、相手方から求められても、銀行口座、免許証等の個人情報を開示しないようにしましょう。

点検して不安をあおる手口にご注意ください！

低価格の排水管洗浄や無料の床下点検をきっかけに、高額な工事や改修を勧められ契約してしまったという相談が寄せられています。

事例

以前、排水管洗浄をしてもらった業者に、床下を点検してもらったところ、柱が割れているとリフォームを勧められた。断ったが、翌日300万円の見積書をもってきてすぐに契約したら50万円値引きするといわれた。



アドバイス

- 悪質なリフォーム業者は「トクリュウ」に關与している可能性もあります。「点検します」などと言って訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- 業者の説明をうのみにせず、必要のない契約はきっぱり断りましょう。一度契約すると、他の場所も点検するといって、次々契約させようとしてくるケースもあります。

「インターネット通販トラブル110番」実施中！

◆受付期間：令和6年12月2日（月）～令和7年1月31日（金）

※土、日曜日、年末年始（12/28～1/5）、祝日（1/13）を除きます

◆相談時間：午前9時15分～午後4時

◆電話番号：[0749-23-0999](tel:0749-23-0999)（相談受付専用）

◆対象：インターネット通販に関する契約トラブルなどの
消費生活相談（事業者の方はご相談いただけません。）

※インターネット消費生活相談でも相談を受け付けています。



（インターネット相談）

「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください！

相談専用電話 ☎0749-23-0999

■月～金 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

■インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

曜日や時間に関係なくご相談いただけます。「滋賀県内在住の方」からの「新規相談」が対象です。

消費者ホットライン ☎188(いやや！)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



（インターネット相談）

「くらしのかわら版」第75号（令和6年12月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務） FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

X (旧 Twitter) https://x.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/



（ホームページ）（X (旧 Twitter)）（Instagram）